

# 農業委員会だより

●発行 平成29年3月31日  
●企画・編集 大和市農業委員会  
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
電話 046(260)5137

農家戸数/397戸  
経営面積/206.89ha  
(平成29年1月1日現在)



春に咲く梨の白い花(大和市福田 小嶋農園)



## 都市農業を取り巻く環境について

大和市農業委員会 会長 小菅 正徳

陽春の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会活動に対しまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員会活動の一環として農地等の利用の最適化の推進に関する事務を進めてまいりましたが、昨年4月1日に施行された「農業委員会等に関する法律」では、同事務を農業委員会の最も重要な事務として位置づけられ、農業委員会の役割がますます重要となりました。改めて農業委員としての責任の重さを再認識いたしました。

さらに、農業委員の選出方法が公選制から任命制と大きく変わり、次期農業委員の任期から適用されることから、本市農業委員会においてもこの3月で条例を改正したところです。今後の任命にあたっては、年齢や性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされていることから、女性や若い農業者の方々が積極的に応募されることを期待しております。

また、都市農業を守るため、国において都市農業振興基本計画が策定されました。これによると、多様な機能面から都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく方向転換をし、計画的に都市農地を保全することとなりました。

この方向転換には、食の安心・安全への意識の高まりから「顔の見える」新鮮な地元産農産物の提供に対する期待や都市環境の緑への景観形成などが評価されたことではないでしょうか。

今後も市民への地元産農作物を提供しながら農地の有効利用と適正な保全が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、農業委員会は農業者の代表としての役割を自覚し、大和市の農業の更なる発展に向け全力で努力してまいります。

今後とも、皆様方のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

### 主な内容

会長あいさつ	①	農業委員会法が改正されました!	③
農業委員会活動報告	②	農地の適正管理を心がけましょう	④
新規就農者の紹介	③	知って得する農業者年金Q&A	④

# 農業委員会活動報告

(平成28年1月～12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

また、農地パトロール月間である8月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。平成28年4月からの農地法の運用により、農業委員会の農地の「利用状況調査」、遊休農地の是正指導権限がさらに強化されたことから実施しているものです。

近年の農業者の高齢化や担い手不足等に伴い、遊休農地が年々増加する傾向にあるため、耕作できない農地(市街化調整区域に限る)については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を活用し、意欲のある農業者に貸付し有効利用を図るよう、農地のあっせんを行っています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修も行っており、10月に「アグリパーク伊勢原」を視察しました。



農地パトロール風景



研修風景

## 総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・貸借権設定	農地法(3条許可)	5
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	7
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	17
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	121
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	28
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	5
その他	農地中間管理事業の推進に関する法律	5

## お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って  
手続きしてください。

## 農政活動協力金募金

昨年12月、各地区の生産嘱託員を通じてご協力いただいた「一般社団法人神奈川県農業会議農政活動協力金」の募金は、1月に取りまとめが完了し、合計で179,400円となりました。お寄せいただいたご厚志は、一般社団法人神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続できるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

※平成28年度から、募金の名称が「賛助会員費」から「農政活動協力金」に変わりました。

## 農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。



手続きは **簡単です。** 大和市農業委員会へお問い合わせください。  
電話046(260)5137

# 地域のみなさん、よろしくお願ひします。



追立 昭博さん

## 新規就農者の紹介 専業農家を目指します！

追立昭博さんは、自分の食べるものや着るものがどうやってできているのか知りたいという気持ちから、農業に関心を持つようになりました。また、趣味がサーフィンで、海や川の汚染は身近な問題であり、環境問題から有機栽培や無農薬栽培に興味を持つようになりました。

平成25年4月から平成28年3月まで、なないろ畑株式会社でキャベツ、ブロッコリー、大根、ニンジン、ジャガイモなど、露地野菜の栽培技術や販売、経営に関する研修を受け、平成28年4月から大和市福田に農地を借りて、農業を始めました。

現在は、年間約40種類の露地野菜を栽培し、インターネットの利用や積極的な営業などにより、販売先を確保しています。顧客との交流を大切にされていて、

買ってくれる人とふれあい、率直な意見を聞ける対面の販売が楽しいと感じています。野菜ができるまでの天候や生育状況といったストーリーを説明すれば、野菜の大きさが異なる理由なども理解してもらえ、それも含めておいしさになると考えています。

また、いろいろな人が畑に来て、生産現場を見てほしいと思っていて、綿を栽培、収穫し、糸を紡ぐといったユニークな体験農業も行っています。これからも、今までと違う形の体験農業を考えていきます。

「今は、自営業と農業経営を両立させる多忙な日々を送っていますが、4年後には専業農家になるという目標を持っています。そのためにも顧客を増やして販売先を確保していきたい。」と抱負を語ってくれました。

明確な目標を持ち、日々、努力されている追立さんのますますのご活躍に期待しています。



## 平成28年度より農業委員会法が改正されました！

### 農業委員会法の主な改正内容

#### 農業委員会業務の重点化

農業委員会の業務のうち、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を重点業務として進めていきます。

#### 農業委員の選出方法の変更

農業委員の選出は選挙制及び議会推薦、農協推薦による選出制度が廃止され、市議会の同意を得て市長の任命制となりました。

○新たな農業委員は、農業者や農業関係団体等からの推薦や公募により選出していきます。  
なお、女性農業者や青年農業者も積極的に登用していきます。

- ・本市農業委員会では、現状を踏まえて農業委員の人数は、現在の16名とします。
- ・新たな農業委員会制度につきましては、平成30年5月より適用されます。今後、説明会などにより、周知していく予定であります。

# 農地の適正管理を心がけましょう

## 農地造成については注意してください。

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話を持ち掛けたら、安易に契約や承諾しないで、必ず地元の農業委員または、農業委員会にご相談ください。造成については、許可申請が必要になります。また、悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃げてしまうケースもあり、そのため所有者が多額な費用をかけて是正することにもなります。



## 農地が耕作できなくなった場合はご相談ください。

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、利用権設定(期限付き農地貸借制度)などによる、農地のあっせんも行っていますので、是非ご相談ください。

**農地のご相談は**  
 大和市農業委員会  
 電話 046-260-5137  
 または各地区農業委員まで



# 知って得する 農業者年金

# Q&A

女性農業者の皆さんご存知ですか？



**Q:** 農業者年金には税制面で何かメリットはありますか？

**A:** お支払いいただいた保険料は全額社会保険料控除の対象になるので税金が安くなります！

加入者が支払った保険料は、納税申告の際、その全額が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税が節税になります。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15%以上になります。

また、保険料などの年金資産は農業者年金基金が運用していますが、その運用収益は非課税です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

つまり、公的年金として入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

### 保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	加入者の払った保険料が			
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	9万円	12万6百円
20%	2万4千円	4万8千円	12万円	16万8百円
30%	3万6千円	7万2千円	18万円	24万1千2百円

※保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

奥様などご家族の方の保険料を、ご主人が自身の保険料と併せて支払った場合も、そのすべての保険料額がご主人の社会保険料控除の対象になります。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

**独立行政法人 農業者年金基金**  
 〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F  
 電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660  
<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！